

## 令和4年度（2022年度） 募集奨学金一覧

※令和4年4月15日 現在

団体等名	種別	募集対象	主な応募資格等	金額(月額)	締切	備考
熊本市奨学金	貸与	本科生 専攻科生	(1)熊本市内に居住する方の被扶養者であること (2)経済的理由により修学が困難であると認められること (3)他団体奨学金等との併用貸与不可	18,000円 または 9,000円	令和4年4月19日(火)	
公益財団法人 鶴友奨学会	給付	本科生 専攻科生	(1)申請者ならびに、生計を維持し共にしている家族が熊本県内に居住していること。 (2)人物、学業ともに優れかつ、健康であって、奨学金の給付が必要であると認められること。 ※「給付型」「貸与型」奨学金との併用可能	本科生 20,000円 専攻科 30,000円	令和4年4月27日(水)	
一般社団法人 日本国土開発未来研究財団	給付	本科 1年生	(1)2022年4月1日現在、16歳以下である者 (2)理学・工学・農学の分野で就学している者 (3)人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により就学が困難であると認められる者 ※民間企業及び団体の給付型奨学金制度との併用不可	25,000円	令和4年5月6日(金)	
内村チカ育英財団	給付	本科生 専攻科生	(1)志願者と生計を共にしている家族で主たる生計を維持しているものが熊本県に居住していること (2)人物・学業ともに優秀であること (3)他の財団等から奨学金の給付を受けていない、または受ける予定がない者。(「貸与型」との併用は可能) ※ただし、文部科学省による「高等教育の修学支援新制度」ならびに「高等学校等就学支援金制度」の活用はこの限りではありません。	本科1～3年 20,000円 本科4・5年、専攻科 30,000円	令和4年4月20日(水)	
公益財団法人 川村育英会	給付	本科3年生	(1)父母及び生計を一にする家族の年間収入が500万円以下(祖父母の年間収入は除く) (2)成績証明書記載の学業成績に占める、80点以上の成績評価の割合が50%以上 ※他公益財団法人、民間団体及び国の修学支援新制度の奨学金の併給は可能。	20,000円	令和4年6月10日(金)	2022年8月より高等専門学校本科卒業までの期間支給
公益財団法人 交通遺児育英会	貸与 (4、5年生及び専攻科生は給付含む)	本科生 専攻科生	(1)保護者が道路における交通事故で死亡した家庭の生徒・学生 (2)保護者が道路における交通事故で重度の後遺障害者となった家庭の生徒・学生 重度の後遺障害の程度(いずれか一つに該当) ①身体障害者福祉法(身体障害者手帳)の第1級から第4級 ②自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の第1級から第7級 ③精神保険および精神障害者福祉法(精神障害者手帳)の第1級から第3級 (3)日本国籍を有する者、または、永住者(外国籍の留学生は対象外です)	1～3年生:2万円、3万円、4万円から選択 4.5年生及び専攻科生:4万円、5万円、6万円から選択 (うち2万円は給付)	令和5年1月31日(火)	応募書類は交通遺児育英会に電話またはHP( <a href="https://www.kotsuiji.com">https://www.kotsuiji.com</a> )からダウンロード可能。
公益財団法人 朝鮮奨学会	給付	本科生	(1)日本の各高等学校に在学している韓国人・朝鮮人学生 (2)成績優良(原則として前学年度の評定平均値3.0以上)であり、学費の支弁が困難な者 (3)他の同胞奨学機関から奨学金を受けていない者 (4)2022年4月1日現在、満25歳未満の者(継続応募者は除く)	10,000円	インターネット受付 令和4年5月20日(金)17時	問合せ先:03-3343-5757
一般財団法人 あしなが育英会	給付 + 貸与	本科生	保護者(父または母などが、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が1級～5級の障害認定(一部対象外の認定あり)を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子どもであること。	本科1～3年生 45,000円 (給付20,000円 + 貸与25,000円) 本科4～5年生 70,000円 (給付40,000円 + 貸与30,000円)	本科1～3年生 1次:令和4年5月13日(金) 2次:令和4年9月23日(金) 3次:令和4年12月8日(木) 本科4～5年生 令和4年5月13日(金)	給付・貸与期間 1次～2次募集:4月分から 3次募集:10月分から
熊本県奨学金	貸与	本科生	(1)生計を主に維持している者が熊本県内に居住していること (2)世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること ア 生活保護法に基づく保護を受けている場合 イ 収入のある者全員が、市町村民税が非課税または減免になっている場合 ウ 世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合 (3)他団体奨学金との併用貸与不可 (4)地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学費の貸与を受けていないこと。 ※ただし、就学支援金および奨学のための給付金との併用は可能	選択制 自宅 自宅外 18,000円 23,000円 13,000円 18,000円 8,000円 13,000円	令和4年6月6日(月) ※家計急変による緊急貸与は随時受付	
野嶋わかば会 (熊本キャンパス)	給付	人間情報システム工学科 4年生	成績優秀かつ人物に優れ、経済的に学業継続が困難と認められる者	30,000円	令和4年5月11日(水)	